

議会だより 22号 編集 議会運営委員会

# 議会からのお知らせ

## 平成17年 第2回定例会

平成17年第2回定例会は、6月16日に招集され、会期を2日間と決め、承認2件、発議1件、議案5件、意見案4件を審議し、全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。

なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。



△平成十七年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認  
地方自治法の規定により、六月九日付けで専決処分したものです。  
内容は、町行政発展に寄与貢献され、平成元年に鹿部町名誉町民となられました、元鹿部町長、川村秀次氏の逝去に伴い、その功績に対し弔慰金を贈る予算で、二、〇〇〇千円を追加措置したものです。

◎承認  
△平成十七年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決処分報告の承認  
地方自治法の規定により、五月三十一日付けで専決処分したものです。  
内容は、平成十六年度の国保会計が年度末で歳入不足となることから、前年度繰上げ充用として二、〇九六千円を追加したものです。

## ●改正後の議員報酬（月額）

単位：円

|     | 現 行     | 改正後     | 削減額     |
|-----|---------|---------|---------|
| 議 長 | 265,000 | 239,000 | ▲26,000 |
| 副議長 | 205,000 | 185,000 | ▲20,000 |
| 委員長 | 185,000 | 167,000 | ▲18,000 |
| 議 員 | 175,000 | 158,000 | ▲17,000 |

◎発議  
議員報酬  
十パーセント引き下げ  
△鹿部町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定  
本条例の一部改正は、当町の行財政改革を推進するに当たって、議員自らの問題としてとらえ、昨年より議員定数と並行し協議を重ねてきたもので、この六月議会で議員報酬を約十パーセント引き下げを提案し全会一致で可決したものです。

この一部改正により、平成十七年度予算で二、四一八千円の削減、平成十六年度当初予算と平成十七年度当初予算比較で一七、三六七千円の削減となります。この条例の施行は本年七月一日とした。

### ～経 過～

- |                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. 議員定数の削減（14人→12人）                   | 平成14年9月議決 |
| 2. "（12人→10人）                         | 平成16年9月議決 |
| 3. 議員定数10人の選挙                         | 平成17年2月執行 |
| 4. 期末手当の削減<br>（4.2ヶ月→4.0ヶ月、加算額15%の廃止） | 平成17年4月施行 |
| 5. 費用弁償（会議日当）の廃止                      | "         |
| 6. ほう賞条例の廃止                           | "         |
| 7. 議員報酬の引き下げ（約10%）                    | 平成17年7月施行 |
- ※1期4年間の削減額は、69,468千円

## ●改正後の議員報酬等（平成17年7月1日から施行）

単位：円

| 議 員    | 報 酬     |           | 期末手当     | 会議日当<br>1日につき2,000円<br>H16年度実績<br>32,000<br>廃止 | 共済負担金   | 合 計       |
|--------|---------|-----------|----------|------------------------------------------------|---------|-----------|
|        | 月 額     | 年 額       |          |                                                |         |           |
| 現 行    | 175,000 | 2,100,000 | 845,250  |                                                | 237,600 | 3,214,850 |
| 改定後    | 158,000 | 1,896,000 | 632,000  |                                                | 211,200 | 2,739,200 |
| 比 較    | △17,000 | △204,000  | △213,250 | △32,000                                        | △26,400 | △475,650  |
| 増減率（%） | △9.71   | △9.71     | △25.23   | △100.00                                        | △11.11  | △14.80    |

議員報酬等の年平均引き下げ率は、約15%となります。

## ◎補正予算

△平成十七年度一般会計

歳入歳出それぞれ、一七、八〇〇千円を追加し、予算総額を、二、六七〇、四九二千円としました。

内容は、老人いこいの家建替え設計業務委託料一〇、四五〇千円の追加が主です。

△平成十七年度国民健康保険事業勘定特別会計

歳入歳出それぞれ、一、三六三千円を追加し、予算総額を六三三、〇四六千円としました。

内容は、平成十一年四月から社会保険に加入していた方が、国民健康保険の異動届を本年六月に行ったため、遡及して保険税を還付するものです。

△平成十七年度水道事業会計  
補正予算額は、二、〇四〇千円の追加であります。

内容は、人事異動に伴う人件費の精査によるものです。

## ◎条 例

△鹿部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例



## ◎意見書の提出

四件の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

◇国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書



◇温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書



◇分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

◇道路整備に関する意見書

## 第三回臨時会

第三回臨時会は、四月二十二日に開催され、次の事項について審議されました。

## ◎承認

△平成十六年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告  
主な内容は、冬の降雪が例年の積雪量を大幅に上回り今年3月の中旬になっても除雪を要する降雪があり、これに係る除雪委託料の追加措置を行ったものです。△平成十七年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告  
コミュニティプール屋外トップライトガラス補修工事請負費として、二九二千円を追加したものです。

## ◎条 例

△鹿部町課設置条例の全部を改正する条例の制定  
行政改革を推進するため、役場の組織機構について、見直しを図るものです。  
詳しくは広報しかべ六月号でお知らせしております。  
この条例は、平成十七年五

月二十日から施行されています。

△鹿部町税条例等の一部を改正する条例の制定

地方税法の一部改正により、当町の税条例等の一部改正と規定の整備をしたものです。

この条例は、平成十七年四月一日と平成十八年一月一日から適用となるものがあります。詳しくは役場税務課へお問い合わせ願います。

△鹿部町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定

この条例は、平成七年三月三十一日に制定され、半島地域の企業立地促進のための不均一課税に対応してまいりましたが、本年の三月三十一日をもって十年間の時限が到来し失効されました。

しかし、平成十七年三月二十五日の国会において半島振興法の一部改正により新たに課税の対象となる固定資産に「旅館業」が追加され、更に十年間延長の時限立法となつたことから、新条例を制定したものです。

この条例は、平成十七年四

月一日から施行され、平成二十七年三月三十一日をもって失効となります。

△鹿部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

鹿部町課設置条例の全部を改正する条例の制定に伴い、町議会委員会条例の一部を改正したものです。

この条例は、平成十七年五月二十日から施行されています。

【以上六件、原案どおり可決】

## 第四回臨時会

第四回臨時会は、五月十八日に開催され、次の事項について審議されました。

### ◎ 同 意

△鹿部町教育委員会委員の任命

小玉教育長が平成十七年五月三十一日をもって勇退されることとなったため、後任として小澤節男氏（建設水道課長）の教育委員会委員の任命に同意したものです。

### ◎ 条 例

△鹿部町収入役事務兼掌条例

の制定

行政組織体制の見直しを行い、行財政改革を推進するため、五月三十一日をもって収入役制を廃止し、地方自治法で定める収入役の権限に属する事務を助役に兼掌させる条例の制定です。

この条例は、平成十七年六月一日から施行されています。

△鹿部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

鹿部町収入役事務兼掌条例の制定に伴い、収入役の事務を兼掌する助役の補助組織に関する規則第一条において出納室を置くことから、鹿部町議会委員会条例の一部を改正したものです。

この条例は、平成十七年六月一日から施行されています。

【以上三件、原案どおり可決】



## 委員会の活動

### 総務経済常任委員会所管事務調査 (5月10日 役場 大会議室)



#### ◇調査事項

鹿部・本別・出来瀬漁港の利用状況について  
浄水場施設の視察  
町有林の復旧状況について

#### ◇調査実施日

平成十七年五月十日

#### ◇調査方法

現地視察後、提出のあった資料に基づき、担当課から説明を受け質疑を行った。

#### ◇調査結果

①鹿部・本別・出来瀬漁港の利用状況について

現地視察を実施した結果、各漁港は有効に利用されているものと思われる。ただし、視察時は満潮のため確認できなかったが、鹿部・本別漁港の海底に堆積物が溜まり、船底が擦れる状態であることから、漁業者からは浚渫を希望する声が多いという。

鹿部漁港については、衛生管理型漁港を整備することにより、この問題は解決されることになるが、本別漁港については、海底浚渫に対する補助メニューがないために、町単独で実施することになると、

莫大な資金が必要となることから、早期解決に向け関係機関への強力な要請が必要である。また、堆積物等を一時保管する場所の確保なども課題となることから対策について検討を図らねたい。



Ⅱ 北海道の見解Ⅱ  
自然現象により、発生した堆積物（砂等）については、北海道で処理すべきものであるが、人為的なものである場合は地元が処理すべきとの見解である。

## ② 浄水場施設の視察

今回、視察した施設は、湯ノ沢庄送ポンプ室、鹿部川取水場、沈砂地、着水井、浄水場（緩速ろ過地）、湯ノ沢ポンプ室、本別庄送ポンプ室の七施設であるが、いずれの施設も適切に管理運営されているものである。

事業の性格上、衛生面には細心の注意を払い、事業運営する必要がある。又、施設内に入室する際には、履き物を消毒するなどの衛生管理を徹底されたい。



③ 町有林の復旧状況について  
平成十六年九月八日の台風十八号による町有林の風倒木

被害を受けた面積は、五四・四二ヘクタールで、内訳は宮浜学校林四三・八一ヘクタール、自然と健康の森付近〇・六四ヘクタール、ムサワ・城部沢二・六七ヘクタール、分収林七・三〇ヘクタールとなるが、それぞれ激甚災害の指定を受け、平成二十年までに復旧することになり、現在の進捗状況は五パーセントである。



当町における風倒木処理に対する対応は迅速だったものの、道南地方で二十年ぶりと言われる大雪により事業着手が大幅に遅れたと思われるが、新聞には七飯町、森町、鹿部町の復旧が遅いとの記事も掲載されたことから、早期復旧が望まれる。

## 民生文教常任委員会所管事務調査 (5月11日 鹿部小学校)



### ◇ 調査事項

教育関連施設（幼稚園、小学校、中学校、山村広場、プール、総合体育館、給食センター）の視察について

### ◇ 調査実施日

平成十七年五月十一日

### ◇ 調査方法

現地視察後、質疑を行った。

◇調査結果

幼稚園については、三月定例会において、質問のあった通園路の補修整備であるが、既に発注済みであるとのことであり、安全な通園に万全の対策を望む。また、玄関入口に小屋根的なものを取り付け雨の進入を防ぐよう対策を講じられたい。



小学校については、特に施設等に問題は生じていないが高学年の靴箱が、やや小さく改修を必要とすることから、利用しやすいよう対策を講じられたい。



山村広場のパークゴルフ場については、平成十七年四月から町外者の有料化が開始され、大きな混乱はないものの、適正な運営に努められたい。また、不審者による施設のいたずら行為が後を絶たないことから、管理面において適正な対策を講じられたい。

中学校・体育館・給食センターにおいては、施設等に、特に問題は生じていないが、管理運営に万全を期すことを望む。

プールは、冬期間に破損した天窓の改修後について見学、今後も安全管理に努められたい。

## あなたも議会を傍聴して見ませんか。



**次の定例会は、9月中旬に開催される予定です。**

(開催日が近くなりましたら町防災無線でお知らせします。)

～手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。